

# 委託業務特記仕様書（令和6年5月1日以降適用）

## （共通仕様書の適用）

- 第1条** 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

## （共通仕様書の変更・追加事項）

- 第2条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書（変更・追加事項）」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

委託業務共通仕様書について

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099>

## （共通仕様書の読み替え）

- 第3条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

## （成績評定の選択制（試行））

- 第4条** 当初業務委託料（税込み）が100万円を超え500万円未満及び、変更契約で業務委託料が100万円を超えた土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務（建物調査、不動産鑑定、除草、現場施工管理等の委託業務は除く）は、別に定める「委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領」を適用する。
- 2 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務（土木）成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。
- 3 履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が100万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215929/>

## （受発注者共同による品質確保）

- 第5条** 重要構造物（橋梁、トンネル、樋門、砂防等）設計や、補修設計において、必要であると判断された場合は、情報共有（設計条件の留意点、関連業務の進捗状況、設計変更の提案等）・設計方針の確認を目的とした、合同現地踏査等の発注者、受注者（測量、地質、調査、設計）で設計条件・方針を確認できる場を設けることができるものとする。
- なお、費用及び参加者等の詳細については、監督員と協議の上、決定するものとする。

## （ウィークリースタンス）

- 第6条** 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組まなければならない。
- (1) ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）

- (2) マンデー・ノーペリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）
- (3) フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）
- 2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。
- 3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
- 4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
- 5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

#### （業務スケジュール管理表）

**第7条** 本業務は、円滑な業務の実施と品質の向上を図るために、受発注者の役割分担の明確化と懸案事項や業務スケジュールを共有する、業務スケジュール管理表を作成しなければならない。

- 2 受注者は、業務スケジュール管理表を初回打合せ後速やかに提出するものとし、中間打合せ時等、必要に応じて修正をするものとする。

#### （Web会議【発注者指定型】）

**第8条** 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web会議（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

- 2 Web会議は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

#### （Web検査【発注者指定型】）

**第9条** 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web検査（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

- 2 Web検査は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

#### （情報共有システム活用業務【受注者希望型】）

**第10条** 受注者は、情報共有システム（以下「システム」という。）の活用を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、システム活用の試行対象業務（以下、「対象業務」という）とすることができる。

- 2 対象業務は、次のURLにある「情報共有システム活用試行要領について」を適用することとする。

情報共有システム活用試行要領

徳島県CALS/EC <https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/jyouhoukyouyuu/>

#### （CIM活用業務【受注者希望型】）

**第11条** 本業務は、CIM（Construction Information Modeling, Management）を活用し、建設生産・管理システム全体の課題解決および業務効率化を目的とした「CIM活用業務（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「CIM活用業務試行要領」を適用する。

- 2 受注者は、CIM活用業務の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施を決定するものとする。

CIM活用業務試行要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7238626/>

# 路面下空洞調査業務 仕様書

## 第1条 業務の目的

本業務は、徳島県東部県土整備局<徳島庁舎>が管理する一般国道及び主要地方道において、路面下の空洞調査を行うものであり、過年度に実施した路面探査車による1次調査の結果（R4徳土 松茂吉野線他 藍・笠木他 路面下空洞調査業務）に基づき、ハンディ型地中レーダー探査装置及びスコープ調査機材を用いた詳細調査を実施し、路面下の状況を把握するものである。

## 第2条 打合せ

受注者は、打合を以下により行うものとし、全ての打合に管理技術者が立ち会うものとする。

1. 業務着手時
2. 中間打ち合せ（1回）
3. 成果品納入時

## 第3条 諸手続

業務履行のために必要な、関係官公庁その他に対する諸手続は、原則として受注者において処理しなければならない。

## 第4条 計画準備・現地踏査

### 1. 計画準備

受注者は、契約後速やかに、本業務の目的・趣旨を十分把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、技術的方針及び作業工程について、業務計画書を作成し、発注者に提出するものとする。

### 2. 現地踏査

受注者は、調査範囲における車道の状況、調査における障害物など沿道周辺の概況を把握及び確認するものとする。

### 3. 関係機関協議

受注者は、所轄警察署と協議を行い、調査時の交通規制について道路使用許可申請手続を行うものとする。また、受注者は、調査区域内の地下埋設物の有無について事前確認を行うものとする。埋設物が存在する場合は、当該管理者と協議を行い、詳細な位置や深さなどの事前確認を行うものとする。

## 第5条 調査対象箇所

本業務における調査対象区間は、別紙「調査結果一覧表」に示すとおりとする。ただし、調査箇所及び時期については、契約後速やかに監督員と協議して決定すること。

## 第6条 業務内容

本業務における業務内容は、以下のとおりとする。

### 1. ハンディ地中レーダー探査装置及びスコープ等による調査・解析（二次調査）

ハンディ地中レーダー探査装置等を用いて空洞の縦・横断方向の広がり調査・解析する。空洞深さ、厚さは、路面を削孔した上でスコープ調査にて確認を行うが、その際コア等を採取し、空洞内部及び削孔内断面を撮影し、柱状写真を撮影する。

なお、地中レーダー調査には監督員等が立会する場合があるので、調査実施日の調整を行うこと。

使用するハンディ型地中レーダー探査装置、スコープ調査機材は下記に示す性能と同等以上のものと

し、事前に各性能を確認できる資料を監督員に提出し、承諾を得なければならない。

○ハンディ型地中レーダー探査装置

- ・探査深度：1.5m以上
- ・探査能力：縦50cm×横50cm×厚さ10cm以上の空洞が検知できるもの

○スコープ調査機材（孔内撮影機材）

- ・360度の全孔壁断面を撮影できるもの
- ・路面から空洞終端部まで連続的にカラー撮影・記録し、柱状写真を作成できるもの

また、空洞が発見された場合、空洞周辺の地形・環境・採取コア等を踏まえてその原因を類推すること。

2. 緊急対応

検出した異常信号において緊急の対応が必要と思われる箇所があった場合は、速やかに監督員等に報告し、指示を受けるものとする。

3. 埋設管合せ図

異常信号箇所において、周辺の埋設物と異常信号箇所の位置関係が分かる様、埋設管合せ図を作成すること。

第7条 作業区分

調査作業は、夜間を実施することを見込んでいるが、関係機関との協議を踏まえ、昼間作業への変更ができるものとする。

第8条 調査報告

1. 受注者は、調査実施作業報告を作成するものとする。
2. 作業報告書の内容は次に示す項目とし、実施後速やかに監督員に報告を行うものとする。

- ・実施日
- ・実施内容
- ・実施箇所（路線、距離等も記載）
- ・特記事項等必要事項

なお、受注者は路上で作業する場合は、実施前後に、作業内容等を電子メールにて、監督員に報告するものとする。

第9条 成果物の提出

1. 本業務は、電子納品対象業務とする。なお、成果物の必要部数は次のとおりとする。

紙媒体成果品報告書(A4チューブファイル綴じ) ---- 1部

電子成果品(DVD-R) ----- 2部(正1部・副1部)

2. 成果品

受注者は、調査目的・調査方法及び調査結果等（次の1）～4））を収録した報告書を提出しなければならない。

なお、報告書の浄書はワープロとし大きさはA4判のチューブファイル綴じとする。

- 1) 調査解析報告書
- 2) 業務写真（報告書に綴る）
- 3) その他監督員の指示した資料